契約締結前の書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。）

この書面をよくお読み下さい。

商　　号：株式会社バディキャピタル
所 在 地：〒150-0044
東京都渋谷区道玄坂 2-26-15
SHIBUYA D-SECOND 9F
電話番号：03-6416-4655

総合受付：03-6822-1955
お客様相談窓口：03-6820-4174

金融商品取引業者（当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。）

登録番号：関東財務局長（金商）　第３２９０号

○ 投資顧問契約の概要

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

１．投資顧問契約による報酬等

当社は、投資顧問契約により、日本株、外国為替証拠金取引に関する以下の助言サービスを行い、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言方法および助言報酬は、以下の通りとなります。

【助言サービスの内容及び方法】
会員種別に応じて、以下の助言サービスを提供します。

■コンシェルジュサポート会員
電子メールにより、毎日の市場の動向に関する情報レポートを配信します。また、それぞれの銘柄に関して分析サポートを行うものとし、レポートと併せて顧客に応じて情報を提供することにより顧客をサポートしていきます。
尚、会員種別(プラン毎)により、お客様の目的・目標に沿った、推奨銘柄等をより詳細な分析のもと、サポートをします。
【助言報酬】
お客様にお支払いいただく助言報酬は、会員種別に応じて、以下の通りとなります。
なお、会員種別にかかわらず、当社との投資顧問契約の契約期間は1ヶ月間とし、事前にお客様より解約のお申出が無い限り、毎月自動更新とします。
中途解約は、解約しようとする日の１か月前までに書面により申し出ることで契約を解除できます。

■コンシェルジュサポート会員
スタンダードプラン
：会費 2万円(税込)/月
：成果報酬 なし

プレミアムプラン
：会費 5万円(税込)/月 ・３ヶ月以上の複数月契約を対象とする
：成果報酬 助言銘柄に係る売買収益(税引後)に対する適用料率20% 取引確定の都度

尚、別紙「覚書」のとおり(会費割引・成果報酬)の適用基準を定めるものとする。
※ 法令により売買損失への負担は、いたしません。
当該支払期限に遅れが生じた際には、延滞金(遅延割増)が、生じる場合が有ります

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

【株式】

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

【外国為替証拠金取引】

店頭デリバティブ取引である外国為替証拠金取引は、外国為替相場等の価格の変動等を直接の原因として損失が生じるおそれ（元本欠損リスク）があります。また、対象となる外国為替相場等の指標等の価格変動により損失の額が、お客様が金融商品取引業者等に差し入れた委託証拠金または証拠金の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。

さらに、相対取引（店頭デリバティブ取引）は、取引業者の信用状況の変化によってお客様が損失を被る危険性があり、預託した証拠金以上の損失が生じる可能性があります。また、取引業者のカバー取引相手先の信用状況によっても信用リスクが伴います。

○ クーリング・オフの適用

当社との投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱は以下の通りです。

（1）　クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面または電磁的記録により当該契約を解除することができるものとします。
電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。　メールアドレス　：customer@buddy-capital.co.jp

② 契約の解除日は、書面の場合は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要す費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額(契約期間に対応した報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた１円未満の端数は切り捨てます。

報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金いたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生しません。

（2）　クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後の場合は、解除しようとする日の１ヶ月前までの書面または電子メールにより契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算をした額をいただきます。
報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金いたします。

○ 契約者の死亡等による契約の終了および対応

①本契約は、契約者が死亡した場合、当該死亡の事実をもって終了するものとします。

②契約者の死亡後、当社は、相続人または法定代理人より正式な死亡確認書類（例：死亡診断書または除籍謄本等）の提出を受けるなど、法令に基づき、契約終了に係る書面通知および顧問報酬の精算を行うものとします。

③契約者の死亡に伴い、契約者が開設している証券口座に係る相続手続きその他の資産管理については、当社が直接関与する義務を負わず、相続人と当該金融機関との間で別途手続きがなされるものとします。ただし、相続人の要請により、法令の範囲内で保有情報の開示等に協力することがあります。

④相続人が引き続き投資助言を希望する場合には、当社との間で新たに本契約と同等の内容に基づく投資顧問契約を締結する必要があるものとします。

○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面または電子メールによる契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）

③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

（1）お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと

① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

（2）当社が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること

（３）お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

＜当社の概要＞

役 員 氏 名：代表取締役　　鈴木　惠
資　本　金：300万円
主 要 株 主：鈴木　惠

１．分析者・投資判断者：鈴木　惠

２．助言者：鈴木　惠

３．当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社バディキャピタル　問い合わせ窓口
所在地：〒150-0044　東京都渋谷区道玄坂 2-26-15
SHIBUYA D-SECOND 9F
電話番号：03-6416-4655
メールアドレス：customer@buddy-capital.co.jp
総合受付：03-6822-1955
お客様相談窓口：03-6820-4174

４．当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しております。

またお客様は、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由に閲覧することが出来ます。

５．当社の苦情処理措置について

（１）当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記３の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決

に向けての標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情等の受付

② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

（２）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電 話：0120（64）5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からの苦情の申立

② 会員業者への苦情の取次ぎ

③ お客様と会員業者との話合いと解決

６．当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

① お客様からのあっせん申立書の提出

② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任

③ お客様からのあっせん申立金の納入

④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取

⑤ あっせん案の提示、受諾

７．当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業以外の業務は行っておりません。